

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 P C D S (太平洋軍備撤廃運動)／平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

12・13 96/1/15

万能ではないが重要な一里塚

¥200

正念場を迎えたCTBT (包括的核実験禁止条約)

警戒すべきアメリカの「未臨界実験」

1996年には、核兵器の将来を決める重要な日程がつづく。核兵器の使用および威嚇の違法性を問う国際司法裁判所の裁定が4月にも出される予定である。本誌前号まで紹介してきたオーストラリア・イニシアチブの「核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会」が1月から始まり、8月末までに報告書を作成することになっている。そして、もっとも重要な意味をもつのが、96年内に締結することがNPT無期限延長の実質的な条件となった包括的核実験禁止条約(CTBT)の行方であろう。

CTBTをめぐる国際情勢は楽観を許さない。交渉の場となっているジュネーブ軍縮会議(CD)の1995年の日程は9月22日に終了したが、その後、クリスマス前まで第50国連総会の場で、さまざまな駆引きが行われた。

この会期に、核実験にかかる三つの国連決議が採択された。①フランスと中国の核実験を非難、核実験の即時中止を求める決議、②CTBTが第51国連総連の開会(96年9月)までに合意することなどを求める決議、③部分核実験禁止条約(PTBT)の修正会議の召集を要求する決議、の三つである。CTBTを実現する方法の一つとしてPTBTの修正によってCTBTに到達するという考えが追求されてきた流れの中で、③の決議が登場している。しかし、③の重要性は、CDの交渉の前進を図ることが当面の焦点となっている現在では、とりあえず後景に退いた感がある。ここでは、①、②をめぐる議論を通して、CTBT交渉の現状を分析する。

成文化へ時間枠決まる

フランス、中国の核実験に対して高まる各国の非難は、心配されていたよう

CTBT交渉への熱意を失わせるような不信には発展しておらず、現在のところはCTBTを促進させようとする力に働いている。たとえば、フランスの必至の切り崩しにもかかわらず、EU加盟国15のうち10カ国がそれぞれの国の世論に押されて、①の核実験非難決議の賛成の側に回ったことは、CTBT実現へのフランスの立場を逃れようのないものに追いつめている。

中国が、核実験非難決議に抵抗するのは当然としても、その論理に注目する必要がある。①の決議への反対演説で、中国代表は核兵器国(複数、米・ロを意味する)から脅威を受け続けている中で、中国は最低限の自衛のための核兵器しか維持せず、核実験も抑制し続けてきたと主張した。そして、CTBT締結を最初から支持してきたし、いま実現されようとしていることを歓迎している、「CTBTが発効すれば、核兵器爆発実験を中止するであろう」と述べた。

②のCTBT年内締結のために時間枠を決める決議は、最終修正案には提案国が90カ国(米・英・仏・ロを含むが、中国は含まれていない)になり、無投票で採択された。総会第1委員会(軍縮・

1996年 核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議(CD)

1月8日-19日 CDの核実験禁止委員会
1月22日-3月29日 CD第1会期
2月12日-23日 核実験検証専門家委員会(GSE)
5月13日-6月28日 CD第2会期
7月29日-9月13日 CD第3会期

国際司法裁判所(ICJ)

4月ごろ 核兵器の使用と威嚇の違法性裁決

国連総会(UNGA)

現在、形式的には第50通常総会が休会中
9月17日(第3火曜日) 第51通常総会開会

キャンベラ委員会

1月22日-25日 第1回会合(実質会議は23日から)
8月31日 報告書提出期限

米国未臨界核実験

6月18日 第1回、ネバダ核実験場
9月12日 第2回

安全保障問題)に提出された原案の内容は、

(1)1996年中にCTBTが調印されるために、第51国連総会の開会までに、条約が各国が署名できるようにできあがっていること、そのためには、

(2)96年6月30日までに条約成文に合意するという使命をもった核実験特別委員会を、ジュネーブ軍縮会議(CD)が96年の第1会期の冒頭に再設置すること、

を求めるものであった。

オーストラリアやメキシコが推進したこの決議案は、96年中にCTBTを締結するための秒読み段階に入った今となれば、きわめて妥当なものといえる。前ページに掲げたカレンダーを見れば、各国が第51国連総会期間中に調印するためには、開会の9月17日以前に検討期間を与える必要があり、そのためにはCDの第2会期末(6月末)に成文が成立しなければならない。その後、休会中の第50回国連総会の特別会議が召集されて承認されるという手順になると思われるからである。

完全に孤立した中国

中国は、96年中の締結を主張し続けているが、決議文に時間スケジュールを入れることに強く抵抗した。国際公約になっている「96年中」という言葉は、交渉の上からはCDの会期にしたがって制約されており、12月31日ぎりぎりまで延ばして考えるべきでないという過半数の国の意見に、中国は反対した。そして、「第51国連総会まで」という部分について投票を要求した。投票は161国中、中国を除くすべてが賛成するという結果におわり、中国は完全に孤立した。結局、最終修正案(以下参照)が無投票で決議されるのを、中国は黙認せざるをえなかつた。

ロシアは、6月30日という期限に反対した。しかし、第51国連総会までに合意条文を完成させるという(1)の内容に異論はなかった。そこでロシアを提案国に取り込むために、決議文は(2)の部分から6月30日の期限の部分を除いて、(2)できるだけ早く条約成文に合意するという使命をもった核実験特別委員会を、ジュネーブ軍縮会議(CD)が96年の第1会期の冒頭に再設置すること、と修正された。

中国が、時間スケジュールに抵抗した

米原子力潜水艦の寄港 最高水準がつづく

1995年、米海軍の攻撃型原子力潜水艦(注)が日本の港に寄港した回数は、合計44回に達した。内訳は次の通りである。

横須賀	31回
佐世保	6回
沖縄ホワイトビーチ	7回

この寄港頻度は、過去最高水準に属するものであり、冷戦の激しかった1985年以来の高水準が冷戦後も変わらないでいまも続いていることを示している。昨年の寄港回数が55回であったのに比較すると大幅な減少であるが、それ以前の最高記録は45回(88年、91年)であり、昨年はそれにつぐ史上三番目の記録となる。

寄港回数ではなく寄港した原潜の数は15隻であり、これも過去最高水準である。この事実は、注目すべきことである。つまり、攻撃型原潜の総数は冷戦後の削減計画で確実に減少しているにもかかわらず、日本近海で活動している原潜の数は変化していないことを示しているからである。ちなみに、今世紀末における米軍の兵力水準を定めたボトムアップ・レビューによれば、1999年におけ

ることは、さまざまな憶測を呼んでいる。第1にCTBT締結を最大限遅らせて、必要な核実験の駆け込み実験を行おうとしている。第2に、前述した核実験非難決議への反論の中でも述べているように(下線部分)、中国が核実験を止めるのはCTBT発効後であって締結後ではない。したがって調印後も批准を遅らせ核実験を続行しようとしている。第3に、核兵器爆発の禁止という表現によって、土木工事などの平和的核実験(PNE)をCTBTから除外し、実質的に核実験を続ける道を残そうとしている。

これらの憶測に対して、中国からの具体的な反論はない。ただ一つ、新しい情報として、昨年の12月19日、訪中した河野外務大臣に李鵬首相が「CTBT調印後に核実験を止める。いずれにしろ1年内のことだ」と語ったという新聞報道があった。もしこの言葉が正確であれば、CTBT発効後ではなく、調印後の実験停止を初めて表明したことになる。残

る攻撃型原潜の数は、45~55隻とされている。

1986年、太平洋配備の米攻撃型原潜数は41隻であったが、95年は33隻に減少している。ところが、日本に寄港した原潜数は86年も15隻であり、昨年と同じであった。原潜寄港基地としての日本の役割が重要性を増していると考えられる。

立ち入った分析のためには、もう少し情報を入手・整理する必要があるが、応急修理・補給などの基本機能を果たす場所が、フィリピン、グアムからなくなったこと、朝鮮半島の核疑惑などの要素が絡み合っての結果であろう。

なお、攻撃型原潜は、現在米海軍が持っている唯一の戦術核兵器である巡航ミサイル・トマホークを、有事に搭載する能力を維持している軍艦である。M

(注)米海軍の潜水艦は、現在はすべて原子力潜水艦である。それは弾道ミサイル発射潜水艦(SSBN)と攻撃型潜水艦(SSN)の2種類に大別される。前者は、戦略核ミサイルを常時搭載して発射体制を維持する任務を持ち、日本に寄港しない。日本に寄港するのは後者のみで、これは他の国々の潜水艦の追跡、さまざまな情報収集、魚雷攻撃、トマホーク・巡航ミサイルの発射、特殊部隊の輸送などを任務とする。

念ながら、厳密に言葉を選んだ発言であるのかどうか確認できていない。

米の未臨界実験計画の波紋

CTBTで禁止される実験の範囲については、昨年8月11日の米クリントン大統領のゼロ・イールド方針の発表で、基本的な流れが定着したかに見えた(本誌3号、7号参照)。そのときには、「流体核実験」とよばれる未臨界実験も禁止されるということが明確に表明された。

しかし、10月27日、米国エネルギー省は別のカテゴリーの未臨界実験を96年6月から97年にかけて、ネバダ核実験場の地下約300メートルで、6回行うことを発表した。「未臨界実験」と呼ばれるようになっているこの核実験の正体は、まだ正確には分からぬ。

しかし、これまで出されているさまざまな情報を総合すると、「流体核実験」(本誌3号)と同じように核分裂物質の未臨界分裂反応を伴うが、「流体核実験」と

異なる配置で実験が行われ、芯の温度はそれより低いものと推定される。実験目的として掲げられているものは、既存核弾頭の信頼性と安全性の維持であり、「流体核実験」に期待されていたものと大差ない。

クリントン政権は、「ゼロ・イールド」の合意を政権内で取りつけるときに、「既存核兵器の管理制度(Stewardship)として未臨界実験の継続が条件になっていた」と説明している。

「未臨界実験」の発表は、今後のCTBT交渉に重大な影響を与えるであろう。CDの会期終了後の発表であったのでCTBT交渉にまだ直接の影響が現れていない。しかし、すでに上述の国連決議をめぐる議論の中では、インドなどから激しい非難が行われ、中国もこの意見の分歧を交渉に利用しようとした。

米国は、巧妙に「未臨界実験」がCTBT下においても黙認される既成事実を残そうとしている。

実は、米国はCTBTの成文化の期限を、6月よりもっと積極的な4月を主張していた。その真意は、1ページのカレンダーを見ると明らかになる。6月18日に予定されている「未臨界実験」前に片をつけておきたかったに違いない。

おそらくCTBTの条文で禁止すべき核実験の内容をこと細かく定義しようとするのは現実的ではないであろう。これからの成文化もオーストラリア案(本誌7号)が基礎となってこの方向でまとめられるものと予想される。したがって、何が禁止されるかの細部は、交渉過程の議論で了解されるということになる。この方式は、NPTの成文化のときにも、核兵器の定義に関して行われたそうである。したがって米国の狙いは、「未臨界実験」がCTBT外であるという解釈を交渉過程で明らかにしようとしているのであろう。

重大な米国の責任

米国が、膨大な核兵器技術の蓄積を誇示するように、核先進国の特権をこのように振り回すことは、CTBTをますます魂のない条約におしめることになる。核兵器廃絶に一步でも近づくという期待が、CTBTへの世界的な期待となっていることは否定できない。CTBTが核兵器の水平拡散に大きな障壁を作ることはまちがいない。また、中国の態度を見て

(7ページへつづく)



日本の非核自治体に新しい構想力を期待する

核兵器が国際法に反すると明言した広島市長と長崎市長の国際司法裁判所における陳述は、多くの日本の市民に感動とともに、ほっとした安堵感を与えた。米軍基地の強制使用の手続きを拒否した沖縄県知事の淡々とした理由説明は、正義は我にありという確信をもつ人の強さを改めて私たちに教え、言うべきことを言ってくれたという共感を生み出した。

これらはいずれも、政府が国民多数の感覚とかけ離れた行動をとり、自治体が、それを正した実例である。自治体が、正義と平和の実現に独特の役割を果たしうることを、改めて確認したい。

本誌が創刊以来伝えてきたように、核兵器の廃絶に向かって、世界は休むことなく動いている。国連関係の舞台では、国際司法裁判所の勧告的意見、今年中の包括的核実験禁止条約の締結をめざすジュネーブ軍縮会議があり、1997年には、核不拡散条約の再検討準備委員会が始まる。オーストラリア政府は、フランスの核実験への怒りをばねにして、核廃絶のために世界の収集をを集める「キャンベラ委員会」を発足させた。世界のNGOは連携をとりあって、キャンペーン「核廃絶2000」を発足させた。しかし残念ながら、日本政府には今のところ、被爆体験を人類のために積極的に生かそうという意欲は見受けられない。

核兵器の廃絶に向かうこの替えがたいチャンスに、私は日本の非核自治体に新しい役割を期待したい。すでに日本の自治体の3分の2が何らかの非核宣言を行っている。これらの非核宣言自治体が、新しい一步を踏み出すためには、宣言の意味について新しい理論武装が必要になっている。

日本の非核自治体の特徴は、非核三原則の重要性を強調していることである。しかし、国の場合とその意味合いは異なっている。国政における非核三原則は、国の外交政策の一環であり、よく指摘されるように、アメリカの核の傘に入ることと一体のものとして、打ち出されている。この二面性が国の核政策をあいまいなものにしている。しかし、非核自治体における非核三原則への固執は、それとはまったく異なる文脈で登場した。つまり、冷戦時代のとめどない核軍拡競争に危機感を抱き、核廃絶を訴えつつ、日本がそれに与しない手がかりとして非核三原則の順守が叫ばれたのである。

多くの非核自治体宣言文を読み返してみると、それは「核兵器否定」「核兵器廃絶」「戦争反対」宣言であることが確認できる。いま必要なのは、仲間を求めて、その心を外に向かって発信することである。

「時間枠を決めた核兵器ゼロ計画」を世紀末までに世界が合意できるように、世界中の自治体が発信を開始しよう。そのためには日本の非核自治体に新しい役割を期待したい。(梅林宏道)

核兵器に新ドクトリンの動き —英仏の核協力

英日刊紙「フィナンシャル・タイムズ」(95年10月31日、ロンドン)は、フランスとイギリスが10月29~30日に行った核兵器協力に関する合意の中で、核兵器使用について新しい考え方を盛り込んでいることを報じた。

それによると、「侵攻しつつある侵略者によって、死活的な国益が脅やかされるやいなや、低威力の核兵器を警告発射する」計画を、両国が発展させた。

これは、フランスがこれまで、フランス

の核兵器は「最後の手段」であり、使うためよりも抑止のための兵器である、と説明してきたことに反する。

冷戦後の核兵器の役割を再定義しようとする試みが、核兵器国によって行われてきた。いずれも、地域紛争に対する核兵器の使用を合理化する動きをしている。米国は、94年9月に「ニュークリア・ポスチャー・レビュー」を発表し、地域紛争における核トマホークの抑止効果を強調した。④

非核兵器地帯化の 進んだ南と —南アジア、中東、北東

アフリカ非核兵器地帯条約 (ペリンダバ条約)

●調印 各国で調印中。条約成文は、アフリカ統一機構(OAU)で承認。1995年11月20日、国連総会はすべてのアフリカ諸国が条約に調印、批准することを促し、核保有国には議定書への調印を求める決議を採択。

●発効 28カ国(OAUの過半数)が批准をすませたときに発効。

●地帯の範囲

アフリカ大陸、OAUのメンバーである島嶼国、およびOAUの決議によってアフリカの一部とみなされた島々の領土および領海。(地図は、附属書Iに基づいて作成した。小島は示されていない。)

【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領土権問題があり、附属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。

●地帯内に位置する国・地域

アガレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンディ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ヴェルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴー、コートジボアール、ジブティ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エティオピア、ユーロバ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサオ、ジュアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴー、チュニジア、トロメン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザイール、ザンビア、ザンジバール、ジンバブエ

●加盟国

調印・批准の過程にある。

●核保有国の対応

議定書Iでは、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書IIは、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。国連での無投票支持決議(95.11)で見られる通り、現在のところ、すべての核保有国が好意的。

東南アジア非核兵器地帯条約

●調印 1995年12月15日

●発効 現在各国で批准過程に入っている。7カ国が批准すると発効する(第16条)。

●地帯の範囲

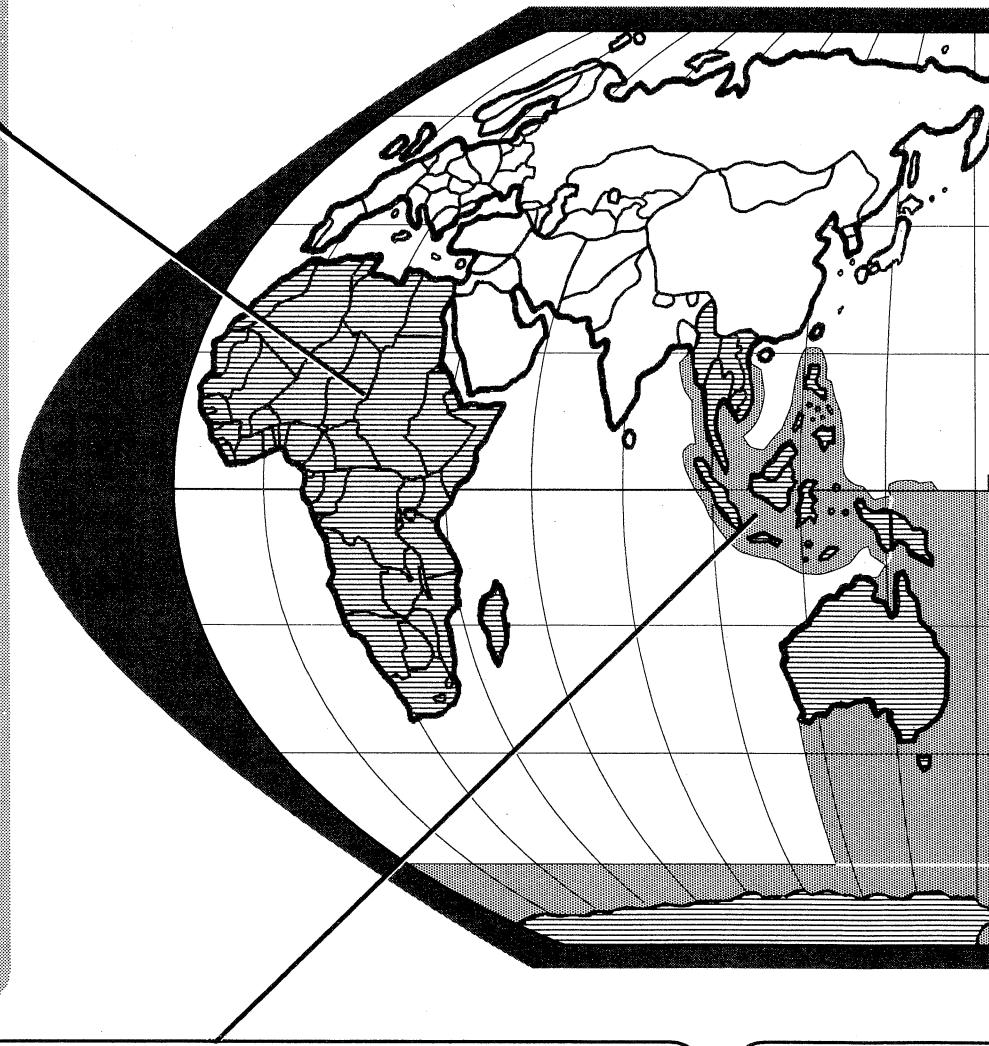
東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域。(図は、200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。)

●地帯内に位置する国・地域

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

昨年の暮れにアフリカと東南アジアの非核兵器地帯化が正式に合意されたことによって、地図のように南半球の非核化が達成されることになる。それぞれの地帯についての基本データをまとめて表にした。

非核兵器地帯は、5つの核兵器保有国に核兵器を放棄させる包囲網と理解することができる。しかし一方で、核保有国側から見れば、自分たちの特権的地位を独占し、核兵器を水平拡散させない地域を増やす意味をもつため、核兵器保有国は思惑から独立して非核兵器地帯を拡大してゆくことが必要である。



【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイの領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある)

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の10カ国すべてが調印ずみ。

●核保有国の対応

5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内で核兵器を使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書(第2条)への参加を求めている。米は、一方的に核使用を封じていていること、経済専管水域までも地帯に含まれていること、から議定書への調印を拒否している。中国も難色を示している。

南極条約

●調印 1959年12月1日(†)

●発効 1961年6月23日

●地帯の範囲

南緯60度以南の地域。たゞ国際法の権利を侵害しない。

●地帯内に位置する国・なし。南極での領土権は漠

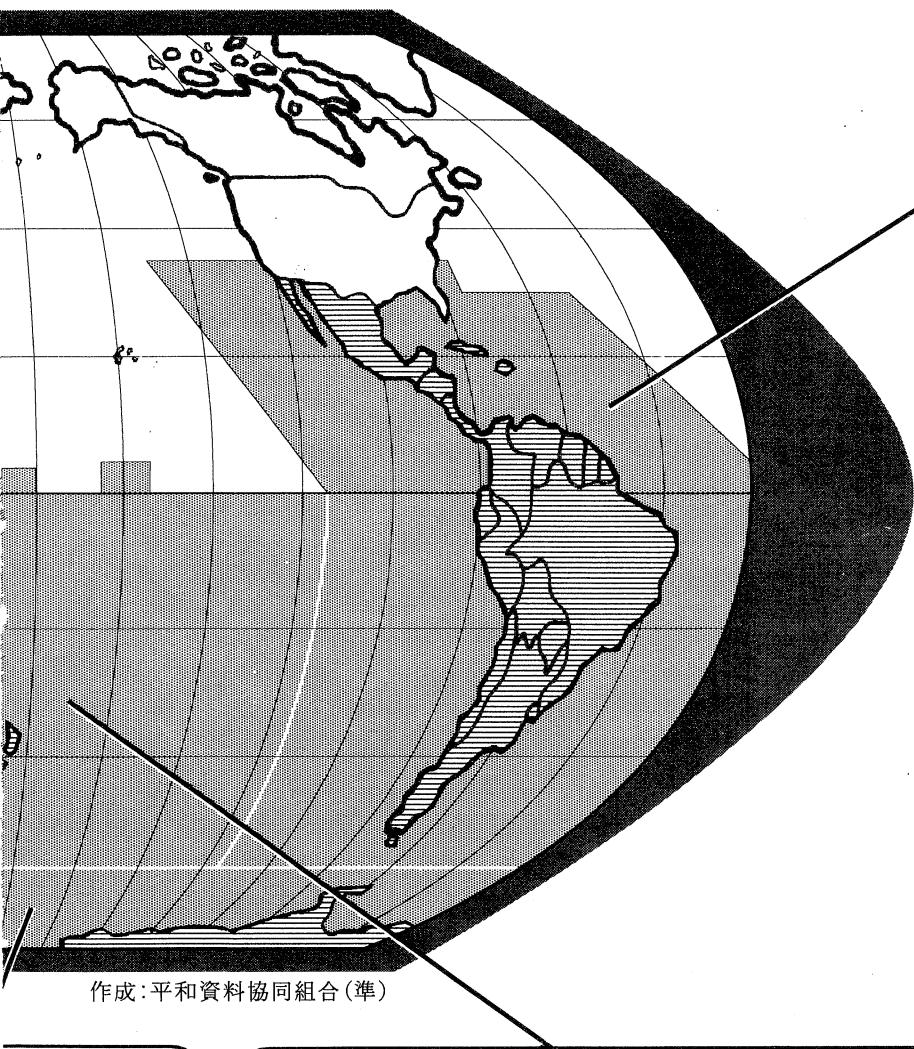
●加盟国

5つの核兵器国を含む42カ

皮は地球をおおう 遅れた北 アジアが次の課題――

核兵器地帯では、核実験、核兵器の使用や使用の威嚇が禁じられている。核兵器国がこれにどう対応しているかも、データにまとめた。また、いずれの条約も核兵器搭載軍艦の寄港を禁止していない。その扱いに関しては本誌10号にまとめておいたので参照してほしい。

すでに、中東の非核兵器地帯化、インド、パキスタンを含む南アジアの非核兵器地帯化、朝鮮半島、日本を含む北東アジアの非核兵器地帯化について、さまざまなレベルでの議論が行われている。今後の課題である。



作成：平和資料協同組合（準）

南太平洋非核地帯条約 (ラロトンガ条約)

- 調印 1985年8月6日
- 発効 1986年12月11日

●地帯の範囲

条約の附属書1に細かく緯度、経度で規定されている。附属書にはそれにしては地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

●地帯内に位置する国・地域

オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド(NZ)、パプア

ラテン・アメリカ核兵器禁止条約 (トラテロルコ条約)

【注】1990年に「ラテン・アメリカおよびカリブ核兵器禁止条約」と、名称変更されている。

- 調印 1967年2月14日

- 発効 1968年4月22日

●地帯の範囲

北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点までそこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経115度の点までそこから真北へ緯度0度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。(図は、この領域を示している。)

●地帯内に位置する国・地域

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルヴァドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイヴィース、セント・ヴィンセント、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ、ヴェネズエラ

【注】その他にペルトリコ(米自治領)やフォークランド諸島(英植民地)など植民地下の島々がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」からベリーズ、キューバ、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイヴィースの4カ国を除く29カ国。

【注】ベリーズ、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイヴィースは調印済み。キューバは1995年、加盟を検討中と表明した。

●核保有国の対応

5核保有国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用するとの威嚇を行なわないことを定めた付属議定書IIに署名している。

ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、西サモア、クック諸島(NZ自治領)、ニウエ(NZ領)

【注】その他に植民地下の仮領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア(仮)などがある。条約は南太平洋フォーラム参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」からトンガとバヌアツをのぞいた11カ国。

【注】バヌアツは、自国の非核の立場が条約より厳しくなため加盟を拒否。

●核保有国の対応

条約締約国に対する核爆発装置の使用、使用するとの威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、中国とロシアは批准している。

米、英、仏は、95年10月20日、共同で1996年前半に議定書に調印する予定であるとの声明をしている。

キーティング・オーストラリア首相の10・24演説(抜粋)

95年10月24日、キャンベラの議会で行なわれた国連創設50周年記念演説で、キーティング首相は核兵器廃絶への重大な決意表明をした。この演説が出発点となって、11月26日「核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会」が設立された。一連のオーストラリア・イニシアチブの重要性を本誌でとりあげてきたが、これは発端となった演説の関連部分の全訳である。

(前略)

フランス政府が南太平洋において核実験を再開することを決定したことに対して、ここ数か月、私たちが行なった論争と怒りのすべてにおいて、私たちの考えに貫して一つのポイントが繰り返されてきた。

私は、そのポイントをすでに公にしたことがある。つまり、マルロアの実験、そして中国が繰り返している実験に私たちがいかに強く反対しようとも、それらは問題の核心ではないのである。そうではなくて、それらはこの世の核兵器のもつと深く、困難な問題の一症状なのである。

核実験が行われているこの太平洋地域だけでなく、ヨーロッパや日本、その他の地域でもフランスの核実験に対するほとば

フランスと中国の実験に対する世界的な怒りを、なにかもつと広い、野心的なもの、つまり完全に核兵器のない世界の創造へと転ずることができると、私は信じるのである。

するような強い関心がみられた理由は、私たちがだまされたと感じ、核兵器のない世界へのチャンスを奪われたと感じたからである。

冷戦の終焉にともない、私たちは以前より安樂に生きている。私たちは、核の脅威、二世代にわたる悪夢は、ついに去ったと考えた。核兵器と核戦争について考えることは、もはやなくなった。

しかし、現実は消え去ってはいなかつた。50,000発の核弾頭が、五つの公然たる核保有国の兵器庫に残されている。現実で恐ろしいのはそれだけではない。インド、パキスタン、イスラエルといういわゆる事実上の核保有国のみでなく、イラクのような国々も、核兵器を取得しようと待機し、活動しているのである。

核不拡散条約(NPT)無期限延長から数週間も経たないうちに通知されたフランス政府の実験再開決定は、暴挙であり愚行である。それは、無理からぬ怒りの高まりを世界中に巻き起こした。しかし、私たちは、そこからなにかしら肯定的なものを引き出すことができるであろう。なぜなら、それは私たちを世界の核兵器の現実に引き戻したからである。

いま私は、この瞬間を核兵器の挑戦を受けて立つ瞬間にするならば、現在の苦々し

い経験から大きな利益を引き出すことができるかもしれない、ますます強く確信をいたいでいる。

私は、私たちは、フランスと中国の実験に対する世界的な怒りを、なにかもつと広い、野心的なもの、つまり完全に核兵器のない世界の創造へと転ずることができると、私は信じるのである。

もちろん、過去にもしばしばことは語られてきた。今年のノーベル平和賞を受賞したジョゼフ・ロートブラット教授が強く主張してきた目標である。オーストラリアの政策の長きわたる目標でもあった。

しかしながら、私を含めて多くの人々にとって、それは少なくとも私たちの生きている間には実現不可能な目標に見えていた。

冷戦の戦略的不安定性や深い政治的不信が、確かにこの目標を達成不可能なものにしてきた。

しかし、現在、世界は変わった。

もちろん、いまだ紛争は存在しているし、国家利益の競合は続いている。

しかし、諸国家が置かれている戦略的枠組みは大きく変わった。いまや、核兵器のない世界を達成するための現実的計画を立てることは可能だと、私は信じる。

実際には、核保有国が核兵器の削減の約束をし、核兵器を攻撃的に使用する可能性も少ないという現在の世界は、永遠には続かないだろう。この点については確信を持てるだろう。ここに私たちの根拠がある。

いま行動を起こさないと、今世紀後半のほとんどを特徴づけてきた核兵器競争が、必ずもどってくるだろう。おそらくいつそう不安定で、多極的なかたちで。

世界は、「核兵器を必要としている。なぜなら核兵器が存在しているから」という堂々めぐりの議論から解放されなければならない。

核保有国も例外ではありえない。核保有国は、彼らの安全に対する最も可能性の高い脅威は、核兵器の拡散であることを理解しなければならない。

これが、フランスの核実験や、国連システム内で協議された中でもっとも重要な軍備管理条約であるNPTに違反したフランスのやり方について私たちがしばしば指摘してきたポイントである。

ジスカール・デスタン前フランス首相は、10月12日のフランスの新聞記事の中で

同様のことを述べている。彼は言う。「大きくとも小さくとも、核兵器の開発に成功した国が増加することは、それが大国であろうと小国であろうと、数少ない核兵器保有国一つが核攻撃の決定を下すことに劣らないような脅威を、フランスにとってもたらすことになる。」

私は、核兵器のない世界は、いまや達成可能だと信じる。実現することができるし、もしできればそれがオーストラリア、私たちの同盟国、友好国の安全保障のためにもっとも有益であろう。

湾岸戦争で見たように、新しい技術は、凶暴な爆発力の代わりに精度を置きかえるような正確さを兵器に与えた。その兵器は、市民に対するリスクが核兵器に比べて格段に低い。

ソ連の崩壊にともない、私たちは、核事故がどのような大惨事の可能性を持っているかを見てきた。

オーストラリア政府は、核兵器のない世界という目標に向っていっそう決然とした運動の時期が来たと信じる。

これを実現するための魔法の杖があるわけではない。化学兵器を世界から排除するため、軍縮会議で長きにわたる協議が行われたように、完全な実現は何十年も先になろう。また、それに至るには、安全保障に関するもっとも複雑で、もっとも難解な問題を扱わなければならないであろう。私たちは、困難や危険を軽視はしない。

成功は、究極のところ、大望に劣らぬ意志をもつかどうかにかかっている。1992年に国連総会で承認された化学兵器禁止条約は、意志があるところには、魔神を瓶の

世界は、「核兵器を必要としている。なぜなら核兵器が存在しているから」という堂々めぐりの議論から解放されなければならない。

中にもどす方法があるのであるのだということを見てくれた。私たちは、一つの種類の大規模破壊兵器のすべてを世界から取り除くことが可能であることを証明した。しかも、核兵器の全面禁止の検証問題は、化学兵器禁止の検証問題よりも容易なはずである。

核兵器のない世界への重要な基礎は、すでにNPTの中にある。同条第6条は、核保有国に対し、「核軍備競争の早期の停止および、核軍備の縮小に関する効果的な措置

につき、誠実に交渉を行うこと」を約束させている。

しかし、この一般化された原則の記述では、とても十分とはいえない。

私たちがいま必要としているのは、核兵器全廃を達成するための行動なのである。

オーストラリア政府は、次のステップを考えている。

私たちの地域においては、私たちは、フランスによる核実験停止と、ムルロア実験施設の閉鎖を望んでいる。

核兵器時代の始まりから約50年にわたり、太平洋は実験場所として利用されてきた。アメリカは、太平洋で1946年に実験を始めた。

成功は、究極のところ、大望に劣らぬ意志をもつかどうかにかかる。1992年に国連総会で承認された化学兵器禁止条約は、意志があるところには、魔神を瓶の中にもどす方法があるのだということを見せてくれた。

め、1962年まで続けた。イギリスはオーストラリアで1952年から1963年まで実験をした。フランスは、フランス・ポリネシア領で現在も実験を続けている。

1983年、オーストラリア政府は、この地域での実験を止めさせようという目標を掲げ、南太平洋非核地帯を宣言するためのキャンペーンを行った。10月20日のフランス、イギリス、アメリカの1996年前半に南太平洋非核地帯条約議定書に署名をするという発表により、私たちは、いまにも目標を達成し、地域の暗黒時代を終わらせようとしているといえる。

もちろん政府の遺憾とするところであるが、フランスはその南太平洋非核地帯条約議定書に署名するという意図から論理的結論を出しておらず、私たちが強く求めているにもかかわらず、実験を停止していない。

私たちはまた、核保有国が、今の国連総会に提出されているアフリカ非核地帯条約と近々達成されようとしている東南アジア非核地帯を支援することを求める。

核兵器のない世界を達成する道は、すでに南半球のほぼ全体を覆っている、既存および可能性のある南太平洋、ラテン・アメリカ、アフリカ、インド洋の非核兵器地帯のつ

(3ページからつづく)

明らかのように、核保有国の垂直拡散に対しても有効なチェック機能を持つであろう。

だとすれば、CTBTは、もっとも進んだ核兵器国の優位を固定化するという重

ながりを創り出すことによって、大幅に前進させられるであろうと私たちは考えている。

世界的には、1996年半ばまでに真に包括的な核実験禁止条約を締結し、迅速に効力を発効させることを最優先させなければならない。オーストラリアは、メキシコやニュージーランドとともに、この期限を確固とするための決議案を今国会に提出している。

ジュネーブにおいては、オーストラリアはこの好機を利用して、軍縮会議でCTBT交渉を促進するために重要な国々と密接に協議を行ってきていた。これから数か月にわたり、わが政府は、これを実現するために、化学兵器禁止条約のときに行なったのと同様に、私たちに可能な協力をするために相当な資源を投入するつもりである。

次に、私たちは、兵器目的の核分裂物質製造の禁止を定める協定、いわゆるカット・オフ条約のための協議の迅速な開始と早い時期の締結をめざしたい。また、私たちは、核兵器除去のために必要な準備過程として、すべての国が、自国の核分裂性物質の貯蔵量を公表し報告することを求める制度を作ることをめざしたい。

私たちは、国際保障措置のさらなる強化を促進することをめざしたい。とりわけ、IAEA(国際原子力機関)に違法あるいは未公表の核施設を発見する能力を持たせる必要がある。

私たちは、NPTへの普遍的加盟、とくに事実上の核兵器保有国とされる、インド、イスラエル、パキスタンの加盟を求める。

しかし、オーストラリアは、先に述べた通り、完全な核兵器の除去を達成しようと決意した。

私たちは、核保有国が、核兵器の貯蔵量をゼロにするための体系的プロセスを採用することによって核兵器をなくすという約束を果たすことを求める。

これに関する次のステップは、アメリカとロシアが、START(戦略兵器削減交渉)に基づく核兵器の破壊計画を忠実に実行すること、そして米日間でさらなる核兵器削減協定に合意し、イギリス、フランス、中国ができるだけ早い時期に交渉に参加されることである。

私たちは、核兵器が削減され、最終的に除去が達成されるまでの間、これまでも持っていたように、安定的抑止のシステムが維持されることの必要性を認める。

以上のすべての要素が、国際的行為に

大な欠陥を持つことは明かである。それだけに、特権者のエゴを主張する米国の責任は重大である。最近までクリントン政権の核軍備管理の助言者であったフランク・フォン・ヒッペルの「未臨界実験」に関するコメントを最後に紹介しておく。

に対する規範となり、新しい国際法的義務を確立し、そしてさらに核兵器の安全な除去のための本質的な枠組みとなるような国際管理組織を発展させるような一つのプログラムを構成する。

私は、オーストラリアと同じ関心を共有する国々の政府の首脳に、核兵器のない世界という目標を実現するための方法を探そうと提案する書簡を送ろうとしている。私は、これらの協議の中から、国際的関心を同じくする新しい連携が生まれることを期待している。

これに貢献するために、オーストラリア政府は、全世界から選んだ見識と想像力に富む個人からなるグループを設立する予定である。オーストラリアで開かれる一連の重要な会議の中で、このグループは次回の国連総会とジュネーブ軍縮会議に提出するための報告書を作成する予定である。

このグループは、核兵器のない世界の安全保障問題について検討し、核兵器をゼロにしていく過渡期における安定性と安全性に対する方法も含めて、目標に向かった実際的措置について提案することになつている。

(中略)

核兵器のない世界をつくるためのこの計画のなかで私たちが果たそうとしている役割について、私たちは、無経験ではない。私たちは規模や重要性において中位の国家にすぎない。また、私たちは、核保有国でもない。

他方で、私たちは多国間外交に長けており、カンボジアの平和プロセス、APEC、化学兵器禁止条約、自然保護区としての南極大陸の保護、アパルトヘイト反対運動などにおいて、私たちはそして、世界で真に重要な変化をつくり出すために他の国々と連携をつくるエネルギーと知識と能力を

これに貢献するために、オーストラリア政府は、全世界から選んだ見識と想像力に富む個人からなるグループを設立する予定である。

備えていることを示してきた。

これらのプロジェクトに捧げてきたのと同じエネルギーをもって、私たちはいま、核兵器のない世界の目的を達成するため努力することを約束する。

(後略) M

(10月31日「ニュー・メキシカン」)
「この実験は、CTBTを傷つけるであろう。他の国が同じ様に、自分たち流の未臨界実験を地下で始めたときに、それに異議を唱えることができなくなる。」
(梅林宏道) M

日誌

1995.12.6～1996.1.5

(作成:照屋みどり)

GP=グリーンピース/NZ=ニュージーランド/ICJ=国際司法裁判所/ASEAN=東南アジア諸国連合/APEC=アジア太平洋経済協力会議

- 12月6日 仏ミヨン国防相、仏核実験を来年2月までに終了すると明言。
- 12月6日 イスラエルのペレス首相、米ウイーゼル財團・朝日新聞共催の国際会議(広島)にインターネットで参加。「民主化が進まない限り核兵器廃絶は妄想」と発言。核査察を事实上拒否。
- 12月8日 バーンズ米国務報道官、東南アジア非核地帯条約と同条件付属議定書の草案を修正しない限り、議定書に調印しない方針を表明。
- 12月8日 福井県の高速増殖原型炉「もんじゅ」で、液体ナトリウム漏れ事故。
- 12月8日 武村正義蔵相、千代田区の総評会館で開かれた集会「核抑止論を越えて」に出席。「核実験禁止運動を一貫して続ける」と明言。
- 12月8日 米誌「プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティツ」の終末時計の針が3分間進められ14分前に。
- 12月10日 「バグウォッシュ会議」と創設者の一人ロートプラット会長に対するノーベル平和賞の授賞式がオロスで。
- 12月11日 ASEAN外相会議、米国や中国の東南アジア非核地帯条約案の修正要求には応じず、全首脳が調印する方針を再確認。
- 12月12日 国連総会、「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議」を賛成154、反対ゼロ、棄権10で採択。核保有国の中のうち中国のみ棄権。
- 12月13日 ホラム米軍備管理軍縮局長、東南アジア10カ国が調印予定の東南アジア非核地帯条約の議定書に調印しない考えを表明。
- 12月13日 仏ドシャレット外相、下院答弁で、国連の核実験即時停止決議にEU加盟国15か国中10か国が賛成したことを非難。
- 12月14日 ASEAN首脳会議、非核兵器地帯条約の議定書再検討を協議することになる。米、中などが議定書署名に難色を示しているため。首脳間で意見分かれます。
- 12月14日 米政府当局者、情報当局の情報としてインドが核実験の準備をすすめているとの疑惑を表明。
- 12月15日 インド外相スポーツマン、米紙のインドの核実験疑惑について、「全くの憶測に基づいたものだ」と否定。

じっとしていられない人への掲示板 「ストップ核実験」FAX情報ネット

最新の行動情報・呼びかけが自宅や会社のFAXで24時間取り出せます。情報料は無料。通常の電話料金のみの負担。
①FAXの受話器をあげる。
②市民活動FAX情報ネット(03-3813-8180)にダイヤル。
③音声案内にしたがって、200#を押す。

④送信メッセージの後、ピーという音がしたら、FAXのスタートボタンを押す。

- 音声情報を聞く場合は、③のところで201#を押すと録音された情報が流れます。
- この件について問い合わせは
電話: 03-3813-6490、FAX: 03-5684-5870
担当: 吉永

- 12月15日 ASEAN第5回首脳会議でラオス、カンボジア、ミャンマーを加えた10カ国首脳が東南アジア非核兵器地帯条約に調印。
- 12月15日 米国務省のデービス副報道官、東南アジア非核地帯条約への参加拒否を表明。条約が大陸棚や經濟專管水域を対象にし、付属議定書が核保有国の核使用を禁止しているため。
- 12月15日 来年秋までのCTBT調印を目指すジュネーブ軍縮会議核実験特別委員会の検証技術専門家会議ひらかれる。1)地震波、2)放射性降下物、3)水中音、4)低周波音の4つの観測網について、施設の数や場所などの概要を決めた。
- 12月15日 ICJでの核兵器の違憲性に関する口頭陳述終了。ICJの勧告的意見は来春にも出る見通し。口頭陳述では、22か国中15か国が「違法」を主張。
- 12月19日 中国の李鵬首相、河野大臣に対し、核実験に関し、CTBTが妥結・調印されれば核実験を停止する、96年度中の妥結を目指していると述べた。
- 12月21日 「核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会」は1月22日から豪で開催と発表。その後ニューヨークと欧州で開き、8月に再びキャンベラで最終会合。
- 12月22日 インドの軍事戦略問題の専門家で防衛研究分析所長のジャスティン・シン氏、インドが核実験の準備との米国との報道を否定。
- 12月23日 国会議員や市民ら500人以上がフランスの核実験に反対して署名した意見広告が、仏紙ルモンドに掲載された。
- 12月24日 仏大使館前で、反核・反原発を訴える市民約150人が、仏核実験の回数に当たる208本のキャンドルをともした。
- 12月24日 1964年に南極大陸に降り積もった雪に、通常より500倍もの高濃度の放射性物質「トリチウム」が含まれていたことが判明。前年の米国の大気圏核実験の影響と見られる。
- 12月24日 イスラエル・ペレス首相、中東全域での包括的和平達成のとき、「原子力を放棄する」と述べ、核政策変更の可能性を示唆。核兵器保有を認める発言ではないとしている。
- 12月27日 ムルロア現地時間27日午後0時半(日本時間28日午前6時半)、仏実験再開後5回目の地下実験。コンピューター・シミュレーション技術確立のためのデータ集めが目的。爆発規模は30キロトン以下。
- 12月27日 インド外相、西側メディアが繰り返し「インドが核実験準備か」と伝えてることについて全面否定。核実験の意思なしと明言。
- 12月28日 河野外相、午前に仏ゴエール駐日臨時大使を外務省により、核実験に対する遺憾を伝え、今後の実験中止を要求。村山首相、CTBTの締結以前に核実験を停止すべきと強調。
- 12月28日 豪ビーズリー首相代行、フランスの5回目の核実験に対し、「新年へ最悪のメッセージ」と非難。仏領ポリネシア・タヒチ島のファアア市長オスカーテマル「独立しか道はない」と述べる。
- 12月28日 インド有力紙「インディアン・エクスプレス」は、CTBTが討議される1996年1月のジュネーブ軍縮会議でインドが核保有宣言をする可能性があると報じる。
- 12月30日 広島投下の原爆の材料の一部に、ナチス・ドイツが日本へ輸送中の酸化ウランが使われた疑い。米原爆開発関係者が証言。
- 1月1日 インドとパキスタン、恒例の核関連施設リストを交換。外務省筋によると両国とも関連施設の新設・増強はなかった。
- 1月3日 「非核自治体宣言」をした自治体2,050に(11月末現在)、2,036の地方議会が、核実験の中止要求や抗議の決議や意見書を採択(12月12日現在)、との報道。
- 1月5日 浦野科学技術庁長官、「もんじゅ」の事故をきっかけに、原子力政策全体を見直していく可能性を示唆。
- 1月5日 ペリー米国防長官、グラチョフ・ロシア、シマロフ・ウクライナ両国防相、ウクライナ南部のSS19のサイロの爆破作業に立ち会う。サイロ破壊は第一次戦略兵器削減条約に基づく。
- 1月5日 ロシアのグラチョフ国防省、NATO拡大に対抗し戦術核兵器の配備・役割の見直しありうると示唆。

◇◆◇◆◇

紹介

■「核兵器廃絶への道」

朝日新聞大阪本社「核」取材班

《発行》朝日新聞社 1995年12月25日

《定価》1400円 四六版、267ページ

94年6月から95年8月まで朝日新聞の大阪本社版に週に一度連載された「核兵器廃絶への道」が待望の本になりました。東日本では読むことができなかつたものです。核兵器の現状理解にとても有用です。255ページには本誌「核兵器・核実験モニター」のことも紹介されています。入手は全国の書店で。

■「地位協定見直し要請に関する説明資料」

1995年11月

A4、17ページ

地位協定を逐条的に点検し、沖縄の現実と比較しながら見直すべき点を説明した沖縄県の行政資料です。一読の価値があります。事務所にコピーがあります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000- (6ヶ月¥2,500-) です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志澤勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、鈴木かずえ(グリーンピース・ジャパン)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道